

赤穂海浜公園複合遊具等設計・施工工事 特記仕様書

1 工事名

赤穂海浜公園複合遊具等設計・施工工事

2 目的

赤穂海浜公園のわんぱく広場において、老朽化した既存遊具を撤去し、小中学校生までの児童が安全で安心して利用できる新たな遊具のデザイン・仕様を定め、広場の新たなシンボルとなる2基の複合遊具と周囲の残置遊具を結ぶ10基以上の単独遊具に更新して、より多くの利用者が賑わう広場へ、リフォームする。

3 事業期間〔全体工期：令和3年3月31日まで〕

なお、本工事は諸手続完了後、繰越予定であり、全体工期を「令和3年6月30日まで」に延伸予定である。

3-1 余裕期間（フレックス方式）

ア 本工事は、契約相手方に選定された者（以下「当選者」という。）の円滑な工事施工や詳細設計の必要な体制確保を図るため、事前に建設資材・労働者・設計技術者の確保等の準備を行うことができる余裕期間と工期をあわせた全体工期を設定した工事（フレックス方式）であり、発注者が定めた全体工期内において、当選者は工期の始期日及び終期日を任意に設定できる。当選者は、契約締結までに、別紙1号により、工期の始期日及び終期日を通知するものとする。

イ 工期の始期日の前日までの余裕期間内は、主任技術者及び監理技術者（以下「主任技術者等」という。）の配置は要しないが、現場代理人の配置は要する。ただし、余裕期間内に限り常駐は不要とし、他の工事従事中の現場代理人を充てることができる。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は当選者の責により行うものとする。

ウ 契約締結後において、設計期間の始期日の変更の必要が生じた場合には、監督員と協議し承諾を得ること。

エ 契約締結後において、工事内容の変更がある等、特段の事情がない場合は、当選者が契約時に設定した工期の終期日の変更は行わない。

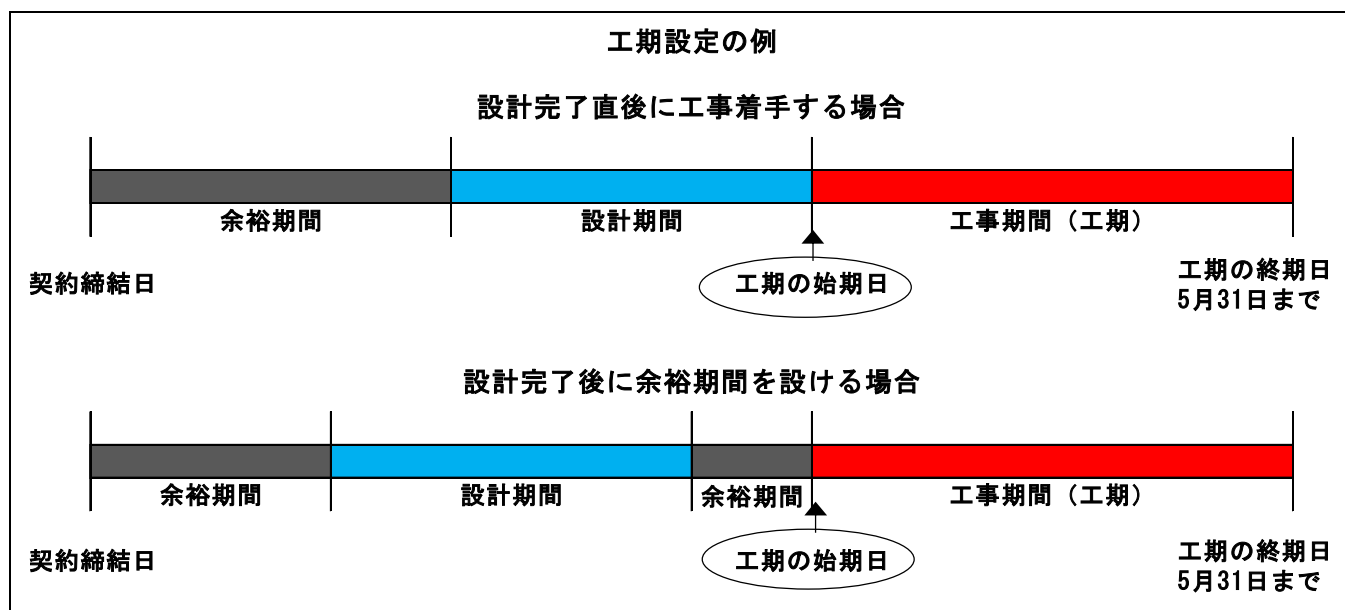
オ コリズ（CORINS）に登録する技術者の従事期間は、工期（工期の始期日から終期日）とする。

カ 当選者は、工期の始期日の前日までに、工事に従事する技術者を決定し、「工事施工計画及び下請負人等（変更）通知書」により、発注者に通知しなければならない。

3-2 設計期間

本工事は、施工に先立ち、本工事に必要な設計業務を行う期間（設計期間）を設定した工事である。設計期間は、工期の始期日前日（余裕期間内）までに設定

することとし、R2年度中に設計を終えること。



4 工事内容

赤穂海浜公園は昭和62年に開園し、遊具のほか、テニスコート、体験学習施設（「塩の国」）、オートキャンプ場等を有し、家族連れをはじめ多くの県民に利用されているが、供用から30年以上経過し施設の老朽化が進んでいる。

既存遊具を撤去し、より多くの利用者に活用される遊具を設置するために、児童が安全で安心して利用できる遊具の設計及び施工を行う。

なお、施工においては、次の図書及び本仕様書によらなければならない。これらの図書及び本仕様書に記載がない事項は、西播磨県民局光都土木事務所港湾課（以下「当課」という。）と協議の上で決定する。

- ・ 土木工事共通仕様書（兵庫県県土整備部）
- ・ 土木工事施工管理基準（兵庫県県土整備部）
- ・ 土木請負工事必携（兵庫県県土整備部）
- ・ 小型構造物標準図集（兵庫県県土整備部）
- ・ 土木設計業務等委託必携（兵庫県県土整備部）

4-1 目的物に関する事項

ア 設置箇所：赤穂市御崎地内

イ 設置施設

- (ア) 複合遊具2基
- (イ) 単独遊具10基以上
- (ウ) 各設置施設に関する要件

複合遊具 1 1基	<ul style="list-style-type: none"> ・対象年齢は6～12歳 ・わんぱく広場のシンボルとなるように配置すること ・4種*以上の遊び要素を有する複合遊具であること
複合遊具 2 1基	<ul style="list-style-type: none"> ・対象年齢は3～6歳 ・わんぱく広場のシンボルとなるように配置すること ・4種*以上の遊び要素を有する複合遊具であること
単独遊具 1 6基以上	<ul style="list-style-type: none"> ・対象年齢は6～12歳 ・複合遊具と異なる要素を有した遊具とし、複合遊具や単独遊具間の連続性を考え配置すること
単独遊具 2 4基以上	<ul style="list-style-type: none"> ・対象年齢は3～6歳 ・複合遊具と異なる要素を有した遊具とし、複合遊具や単独遊具間の連続性を考え配置すること

※ 契約時には、4種の部分を応募提案時の数量に読み替えるものとする。

ウ 設計指針

- (ア) 赤穂海浜公園わんぱく広場において、新たなシンボルとして地域住民から親しまれるものとする。合わせて、児童の冒険心を育み、独創性があるものとする。
- (イ) 遊具のデザインについて、地域らしさを感じられること。合わせて、デザインや色調に統一感があること。
- (ウ) 遊具の選定・配置について、様々な遊びの要素をバランス良く組み合わせた遊具選定を行い、現地地形や既存施設（遊具・休憩施設・木陰等）、児童の動線や連続性などに配慮して配置すること。また、積極的に兵庫県内の企業で取り扱われている資材や製作された部材などを用いるよう考慮すること。
- (エ) 遊具の分かりやすい位置に対象年齢シールを添付すること。
- (オ) 材質は腐食しにくく、耐久性に優れたリサイクル材を考慮したものとする。
- (カ) 維持管理業務がしやすいよう、部材の交換・修繕が容易な構造であること。また交換部品の調達の容易性を考慮すること。
- (キ) 「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」（平成26年6月国土交通省）及び「遊具の安全に関する基準（JPFA-SP-S:2014）」（2014年6月（一社）日本公園施設業協会）に準拠すること。
- (ク) 各遊具の遊び方、対象年齢、注意事項などを記載した案内板を適切に配置し、安全性を考慮すること。予期せぬケガや保護者の見守り等に対する配慮についても考慮すること。

4-2 資料制作

- ア 資料は、意匠選定、設計施工に関する事項を提案するものとし、当課と協議のうえ作成する。本工事の目的が反映されているものであれば、写真、動画の種別は問わない。
- イ 複合遊具の概要説明用のパンフレットを制作する。
データサイズは、A3で2枚程度のものとし、当課と協議のうえ作成する。

5 施工体制

当選者は、現場代理人を工事現場に常駐配置させること。現場代理人は、本工事の運営、取締りを行うとともに、材料選定、設計施工、管理運営方法、維持管理方法についての的確に説明できなければならない。

なお、現場代理人は主任技術者等を兼ねることができる。

6 成果物

本工事の成果物は次のとおりとする。ただし、企画提案の内容により変更する場合がある。

①設計施工による構造物

②概要説明用パンフレット；CD、DVDなどデジタルメディアに収録

③その他；工程管理、安全管理、写真管理、出来形管理、品質管理に関する資料

7 本工事实施上の留意点

本工事の実施に際して次の事項に留意すること。

7-1 施工計画書の提出

当選者は、設計業務に着手するまでに、遊具の設置工事を含んだ施工計画書を当課に提出すること。

7-2 建設副産物の処理

遊具設置に伴い発生する掘削残土や樹木草類の処分については、公園内での再利用や堆肥化等にするため、当課の指定する場所まで運搬すること。

7-3 仮設一般

仮設の施工にあつては周辺の安全対策に留意するとともに、事前に周辺地盤に及ぼす影響について十分検討を行い、施工するものとする。

7-4 出来形数量の提出

当選者は、工事の進捗に応じて、出来形数量を算出し、その結果を監督員に提出するものとする。また、これとは別に監督員が指示する場合は、その期日までに監督員に提出するものとする。

7-5 工事写真

ア 工事写真等の成果品は、「デジタル写真管理情報基準」に準拠して、写真ファイルを作成すること。デジタル写真の撮影にあたっては、有効画素数 100 万画素を標準とし、黒板の文字等の内容が判読できる制度を確保するものとする。また、記録形式は JPEG とし、圧縮率（撮影モード）については、圧縮率 0%（非圧縮に相当するモード）を基本とする。なお、これにより難しい場合は、当課と協議の上決定する。

イ 「デジタル写真管理情報基準」では、「写真の信憑性を考慮し、写真編集は認めない。」となっているが、当課の承諾を得た場合、サイズの変更、回転、パノラマ、全体の明るさの補正のみ認めるものとする。

ウ 電子納品の対象は、本県の定める「写真管理基準(案)」により、提出が求め

られる写真のみとし、同時に紙媒体でも提出することができるが、紙媒体の提出の有無については、事前に当選者と当課双方で協議し、取り決めておくものとする。

7-6 週休2日制度の活用

ア 本工事は、原則週休2日（土曜・日曜）を確実に取得できるよう工事を実施する「週休2日制度」の対象工事であり、その旨を工事看板に明記すること。

（当選者は契約後、施工計画書を提出する。）建設業へ入職しやすい環境整備のため、週休2日が確実に確保できるよう当選者・発注者間で工程を調整し、施工計画を作成するなどの取り組みを行う。

イ 天候や地域住民対応等で土曜・日曜の施工が必要となった場合は、監督員と協議のうえ、振替休日を取得する等、週休2日に努めること。（但し、工事成績評定の加点等については、土曜日曜の現場閉所に限定して評価する。）

ウ また、現場稼働中の工期〔工事着手(現場測量等)前、一時中止期間、工場製作期間、工事完了後等の期間を除く〕の土曜日曜の現場閉所（以下「現場閉所」という。）の達成状況に応じて下記の表のとおり、工事成績の加点・労務費・機械経費・共通仮設費率・現場管理費率の補正を行う。（休日を確保できなくても減点しない。）

エ なお、土曜・日曜の休日に当選者の作業員や下請け企業が他の現場で作業に従事することを制限しない。同様に現場代理人や主任技術者等が休日に書類作成等の内業や他の現場に従事することを制限しない。但し、専任の者である場合、他の現場に従事しないこと。

<工事成績の加点>

土日現場閉所の達成状況	加点	
4週8休以上 (100%)	3点	※現場閉所の達成状況現場閉所日数を現場稼働中の土曜・日曜の全日数で除し、少数点以下を四捨五入する。（祝日及び悪天候により土日に作業を行い振替休日を取得した場合は休日とカウントしない。） ※考査項目別運用表における主任監督員の創意工夫欄にて加点する。 ※考査項目別運用表における主任監督員の創意工夫欄にて加点する。
4週7休以上4週8休未満 (87.5~100%)	2点	
4週6休以上4週7休未満 (75~87.5%)	1点	

<労務費、機械経費、共通仮設費率、現場管理費率の補正>（※）

補正係数	土日現場閉所の達成状況		
	4週8休以上 (100%)	4週7休以上 4週8休未満 (87.5~100%)	4週6休以上 4週7休未満 (75~87.5%)
労務費	1.05	1.03	1.01
機械経費(賃料)	1.04	1.03	1.01
共通仮設費率	1.04	1.03	1.02
現場管理費率	1.06	1.04	1.03

7-7 施設台帳等作成チェックリスト及び施設台帳等作成

当選者は、発注者の指示に従い、「施設台帳作成・登録マニュアル」（平成28年3月 兵庫県県土整備部）に基づいて、施設台帳等作成チェックリスト及び施設台帳等（施設台帳、点検台帳、法定台帳）を作成すること。

ア 施設台帳等作成チェックリストの提出

当選者は工事に着手する前に、設計図書の照査や現地調査を行い、当該工事の対象となる施設台帳の種類・数量を確認しなければならない。

また、施設台帳の種類・数量を整理した「施設台帳等作成チェックリスト」を作成し、施工計画書に添付して監督員に提出しなければならない。

イ 施設台帳等の作成・納品

当選者は、「施設台帳等作成チェックリスト」に記載した施設台帳等を作成した際は、工事打合せ簿で監督員に提出し、監督員による確認を受けたうえ、施設台帳等作成チェックリストとあわせて工事完了時に成果品として発注者に提出しなければならない。

なお、当選者は、検査時に施設台帳等の修正指示があった場合は、速やかに施設台帳等を修正して、監督員による確認を受け、発注者へ提出しなければならない。

7-8 快適トイレ

快適トイレの仕様は以下ア～ウのとおり。

「ア 快適トイレに求める機能」「イ 快適トイレとして活用するために備える付属品」については、現場に導入するにあたり必ず備えるものとし、「ウ 推奨する仕様・付属品」については、装備していればより快適となるものとする。

ア 快適トイレに求める機能

- (ア) 洋式便座
- (イ) 水洗機能（簡易水洗、し尿処理装置付きを含む）
- (ウ) 臭い逆流防止機能（フラッパー機能）
（必要に応じて消臭剤等活用し臭い対策をとること）
- (エ) 容易に開かない施錠機能（二重ロック等）
（二重ロックの備えがなくても容易に開かないことを製造者が説明出来るもの）
- (オ) 照明設備（電源がなくても良いもの）
- (カ) 衣類掛け等のフック付、又は、荷物置き場設備機能（耐荷重5kg以上）

イ 快適トイレとして活用するために備える付属品

- (ア) 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- (イ) 入口の目隠しの設置（男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等）
- (ウ) サニタリーボックス（女性専用トイレに限る）
- (エ) 鏡付きの洗面台
- (オ) 便座除菌シート等の衛生用品

エ 推奨する仕様、付属品

- (ア) 室内寸法900×900mm以上（半畳程度以上）

- (イ) 擬音装置
- (ウ) フィッティングボード
- (エ) フラッパー機能の多重化
- (オ) 窓など室内温度の調整が可能な設備
- (カ) 小物置き場等（トイレトペーパー予備置き場）

オ 提出書類

当選者は、快適トイレの設置に取り組む場合は、工事契約後、仕様が確認出来るパンフレット・見積書等の資料とともに工事打合簿により監督員と協議を行うものとする。

試行工事の検証のため、①工事打合簿と②現場状況写真の電子データを監督員に提出すること。

7-9 熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事

ア 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行対象工事である。

イ 受注者は、現場管理費の補正を希望する場合は、施工計画書に本試行工事の工事期間中における真夏日の計測方法及び観測箇所を明示すること。

ウ 真夏日とは日最高気温が30℃以上の日をいう。

ただし、夜間工事の場合は作業時間帯の最高気温が30℃以上の場合とする。

なお、WBGT を用いて真夏日を計測する場合は、WBGT が25℃以上となる日数を真夏日とみなす。

エ 工期とは、工事着手日から工事完成日までの日数をいう。ただし、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

オ 対象期間内の真夏日率の算出の考え方は、次のとおりとする。

真夏日率＝ 工期期間中の真夏日 ÷ 工期

カ 受注者より提出される計測結果資料により真夏日率を確認後、現場管理費率を補正し、請負契約書第24条の規定に基づき請負代金額を変更する。

キ コロナ禍では上記ウの下線部を28℃以上と読み替える。

8 その他

① 当選者は、やむを得ない事情により本工事を実施することが困難となったときには、遅滞なくその旨を当課に連絡しその指示に従う。

② 本工事で得られた著作物等の成果等（著作権含む）については、当課に帰属するものとする。

また、第三者が権利を有する著作権については、当選者が本工事履行に関わるすべての著作権について利用承諾を得ることとし、そのために必要となる利用承諾手続きは当選者が行い、利用承諾に必要な費用は本工事に含むものとする。

③ 当選者は、本工事の実施に関してこの仕様書に記載のない事項又は本工事の実施に関して疑義が生じた場合は当課と協議し、その指示に従う。

(別紙1号)

工期通知書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

契約担当者

兵庫県西播磨県民局長 様

住所

商号又は名称

氏名

印

次のとおり工期を定めたので通知します。

工事名	赤穂海浜公園複合遊具等設計・施工工事
工事場所	赤穂市御崎
契約予定年月日	令和〇年〇月〇日
工期の始期日	令和〇年〇月〇日
工 期	工期の始期日から 令和3年6月30日まで(〇〇〇日間)

※契約締結までに提出すること。

※契約書には、本通知書により通知した工期(工期の始期日及び終期日)を記載する。